

第3回青森県高病原性鳥インフルエンザの発生に係る危機対策本部会議 議事録

日時：令和4年4月19日（火）18：40～18：50

場所：第三応接室

○築田危機管理局次長

ただいまから、第3回青森県高病原性鳥インフルエンザの発生に係る危機対策本部会議を開催します。本日の手話通訳者は、障害福祉課 山上美紀さんです。

はじめに、農林水産部長から対応状況等について報告いたします。

○赤平農林水産部長

お手元に配布の資料に基づきまして、横浜町2例目への対応と、今後の見込みについて御報告いたします。

まず、1のこれまでの対応のうち、(1)防疫措置につきましても、県職員等を延べ1,291人動員し、殺処分や敷料等の処分を実施したほか、埋却作業につきましても、上北地区の建設業20社の協力を得て実施しました。

殺処分につきましても、4月15日11時から開始し、昨日18日12時50分に約10万8,000羽全ての殺処分を完了しています。

埋却については、発生農場から約3キロメートル離れた町有地を埋却場所とし、16日9時35分に埋却溝の掘削を完了しました。その後、殺処分した鶏を処理するためのフレコンバック詰め作業を、殺処分と並行して実施し、完了しております。また、鶏ふんや飼料などの汚染物品につきましても、フレコンバックに詰める作業等を実施し、19日6時50分に完了しております。フレコンバックの埋却作業は、16日13時から委託業者が開始し、本日18時に完了し、その総数量は、フレコンバック1,775袋でありました。

農場の消毒については、18日から消石灰等による農場全体の消毒作業を殺処分と並行して実施し、翌日の19日12時に完了しております。

以上を全て実施したことにより、防疫措置を4月19日18時30分に完了したことを確認いたしました。

次に、(2)消毒ポイントの設置運営です。4月15日に発生農場周辺に現地消毒ポイントを設置しますとともに、1例目に係る半径3キロメートル及び10キロメートル地点付近の消毒ポイント3か所を継続して運用しておりますが、発生農場の消毒が19日12時に完了したことから、同時刻に現地消毒ポイントを廃止しております。その他3か所については、引き続き、24時間体制で運用していきます。

次のページ、(3)疫学調査・発生状況確認検査のうち、疫学調査については、4月16日に国と県の疫学調査班4名が発生農場に立入りし、同日調査を終了しており、調査結果については、国が後日公表する予定です。発生状況確認検査については、16日に移動制限区域内3農場の検体を採取の上、青森家畜保健衛生所で検査を実施し、抗体検査は全て陰性でありました。ウイルス分離検査結果につきましても、明日20日夕方に判定の見込みであります。

(4)発生防止対策ですが、4月15日から、家きん飼養者に対して、衛生情報等の発信による注意喚起及び異常鶏等の早期通報並びに飼養衛生管理基準遵守の指導を徹底しております。

(5)安全性のPRについては、ホームページによる情報発信や相談窓口対応を実施したほか、4月15日に県内外の量販店等43社、57か所に対して、防疫措置の対応状況等について情報提供しております。

2の今後の対応についてです。(1)発生農場の消毒は、4月19日から、おおむね一週間間隔で2回以上の消毒を実施します、

(2)移動制限区域等の解除については、4月30日、防疫措置完了から10日経過後にな

りますが、移動制限区域内の農場において清浄性確認検査を行い、陰性が確認されれば、国と協議の上、搬出制限区域を解除します。また、5月11日午前0時、防疫措置完了から21日経過後となりますが、それまでに異常がないことが確認されれば、国と協議の上、移動制限区域を解除します。

(3) 発生防止対策については、北海道や秋田県でも高病原性鳥インフルエンザが発生しており、引き続き、発生防止対策の徹底を指導していきます。

(4) 安全性のPRにつきましても、引き続き、ホームページによる情報発信や相談窓口対応を実施することとしております。

説明は以上となります。

○築田危機管理局次長

ここまでの説明に関しまして、質問等ございますでしょうか。

それでは、本部長から指示事項とメッセージをお願いいたします。

○三村本部長

まず、指示事項であります。

ただ今、農林水産部長から説明がありましたとおり、本日、午後6時30分をもって、横浜町内2例目における発生農場の防疫措置を完了しました。

1例目が発生した時点において今シーズン国内最大規模であり、その終息を目前にして2例目が発生した訳ではありますが、コロナ禍による動員人員の制約や、防疫資材の不足などの困難な課題を、臨機応変な対応と、県庁のチームワークで乗り越えることができました。

また、これまで築いてきた関係機関の協力体制と、日頃の訓練が、迅速な初動対応と一連の防疫措置に生かされたものと考えています。

昼夜を問わず、過酷な環境の中で、作業してくださった職員には、心から慰労するとともに、全庁を挙げて対応してくれたことに感謝します。

また、全面的に御協力をいただきました、横浜町や関係市町村、そして埋却作業に当たられました上北農村整備建設協会の会員業者の皆様方、さらには陸上自衛隊第9師団、農林水産省の御支援、御協力に改めて心からお礼を申し上げます。職員並びに関係者の皆様方に本当に感謝です。ありがとうございます。本当によく頑張ってくれました。

一方で、北海道においては、離れた二つの地域で同時に発生する事態となり、秋田県においても発生が確認されるなど、予断を許さない状況が続いております。今後とも、発生地域の清浄化とともに、本病への備えに万全を期していくことが必要です。

このため、以下の4点について、的確に対応するよう指示します。

1点目として、引き続き、発生防止対策の徹底を指導するとともに、今般の2事例の疫学調査等の結果を踏まえ、改善点を検証し、今後を生かすこと。

2点目として、県民の皆様方に対して、正確な情報を迅速に提供し、風評被害の発生防止に努めること。

3点目として、今回被害を受けた農場の生産再開に向け、経営者等の意向を踏まえ、適切に対応すること。

4点目として、対応に当たってくれた職員の心身のケアに配慮すること。

以上、4点について対応に万全を期してください。

県民の皆様方にお話ししたいことがございます。

本日、4月19日午後6時30分をもちまして、横浜町内2例目の発生農場における高病原性鳥インフルエンザの防疫措置を完了いたしました。

今後は、継続した発生農場の消毒や、移動制限区域内の検査等を進めるとともに、引き続き、発生防止に万全を尽くして参ります。

発生農場の肉用鶏は全て埋却処分をしており、先日もお話ししたとおり、感染のおそれの

ある鶏肉は市場に流通しておりません。また、我が国では、これまで家きんの肉及び卵を食べたことにより、鳥インフルエンザが感染した事例は報告されておりませんので、県民の皆様方におかれては、これまでどおり、青森県産の鶏肉、卵の御愛用をくれぐれもお願いいたします。

また、家きん飼養者の皆様方におかれましては、引き続き、飼養衛生管理を徹底して、発生防止対策に万全を期すとともに、特に、早期発見・早期通報を徹底していただくよう、強くお願いを申し上げます。

○築田危機管理局次長

以上をもちまして、危機対策本部会議を終了します。ありがとうございました。